

議案第58号

令和4年度館山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度館山市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和4年12月13日提出

館 山 市 長 森 正 一

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
家族介護用品購入費	令和5年度	3,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 (見 込) の 支 出 額		当 該 年 度 予 定 支 出 額		降 以 以 降 額	左 の 財 源 内 訳				
		期	間	期	間		特 種	財 源	財 源	財 源	
家族介護用品購入費	3,000				令和5年度	3,000	国県支出金	地方債	一般財源	その他	1,270
							1,730				

(単位：千円)